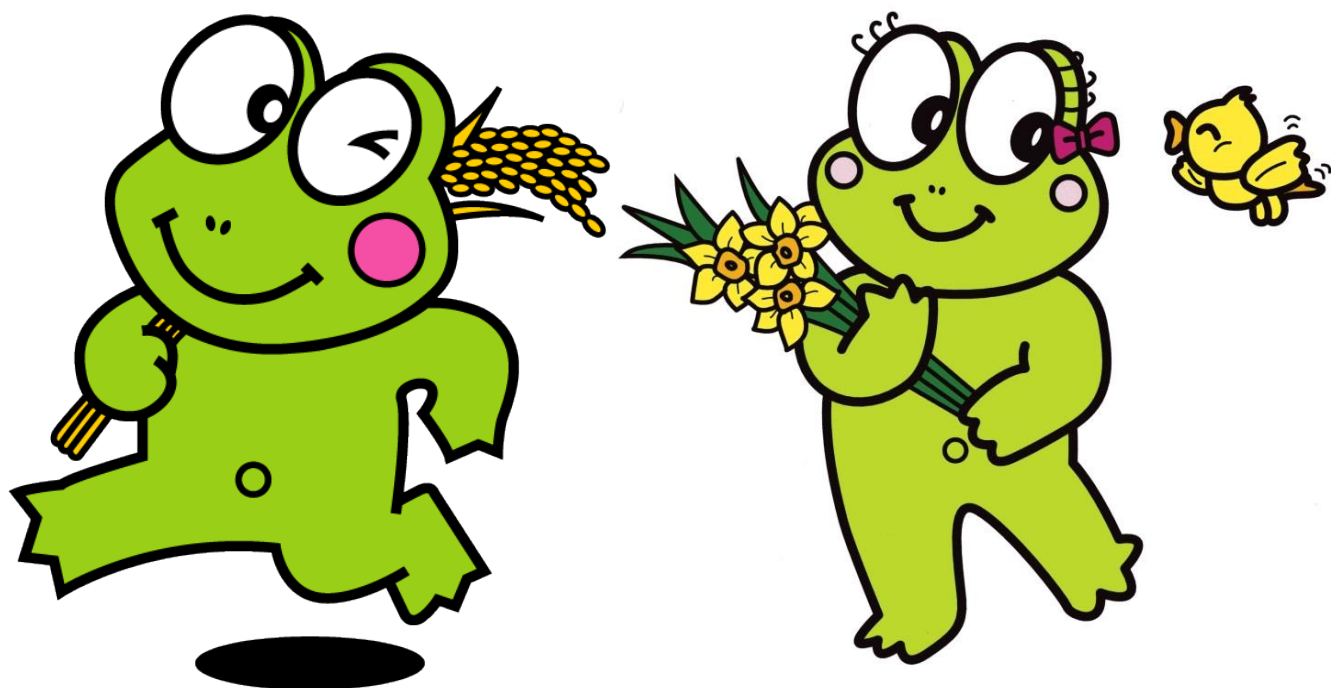


第2次江北町男女共同参画行動計画

2016～2020

みんな
～女男いきいき 笑顔で わきあいあい
和輝愛相～



平成28年3月

佐賀県 江北町

— 目 次 —

第1部	行動計画の策定にあたって	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	男女共同参画計画の達成状況	1
第3	男女共同参画の現状	2
1	少子高齢化	2
2	世帯の増加	3
3	女性の就業	4
4	地域における女性参画の状況	5
第4	男女共同参画計画策定後の状況の変化	6
第5	計画の基本的な考え方	6
1	基本理念と将来像	6
2	基本目標	7
3	男女共同参画計画の性格及び位置づけ	7
4	計画期間	7
第2部	計画の体系と施策の内容	8
第1	計画の体系	8
第2	施策の内容	9
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するために意識改革を推進しましょう	
	基本目標Ⅱ お互いの性を理解し尊重しましょう（DV被害者支援計画）	
	基本目標Ⅲ 社会的分野で女性の参画を進めましょう	
	基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めましょう （女性活躍推進計画）	
	基本目標Ⅴ 生涯を通じて社会参画していくことのできる環境をつくりましょう	
第3	計画の指標	21
第3部	計画の推進体制	22
第1	江北町における推進体制の充実	22
第2	企業、CSOなどとのパートナーシップの確立	22
第3	計画の進行管理	23

第1部 行動計画の策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を21世紀においけるわが国の最重要課題として位置づけ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しました。

平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」を改めて強調しています。

佐賀県は男女共同参画基本法及び佐賀県男女共同参画推進条例に基づき、平成28年3月に副題を「すべての人が自分らしく豊かに生きるために」として「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定しました。

本町においても、男女共同参画社会の実現には、住民にとって身近な町の果たすべき役割が重要であるため、男女共同参画社会基本法に基づき、平成23年3月に「江北町男女共同参画行動計画及び江北町 DV 被害者支援計画 2011～2015」（第1次計画）を策定しました。

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、第1次計画の成果や課題を踏まえつつ、社会情勢の変化などに対応する取り組みを盛り込んだ「第2次計画江北町男女共同参画行動計画 2016～2020」を策定しました。

第2 男女共同参画計画の達成状況

第1次計画は、「^{みんな}女男いきいき笑顔で^{わっしょい}和輝愛相」を江北町の将来像(まちのめざす姿)とし、5つの基本目標に対して28の施策により推進してまいりました。

数値目標を掲げた施策は、「政策・方針決定過程への女性の登用促進」のみであり、その他事業は達成率を表すことができませんが、その事業ごとに実施状況を把握・管理し、各課等より報告されています。

第3 男女共同参画の現状

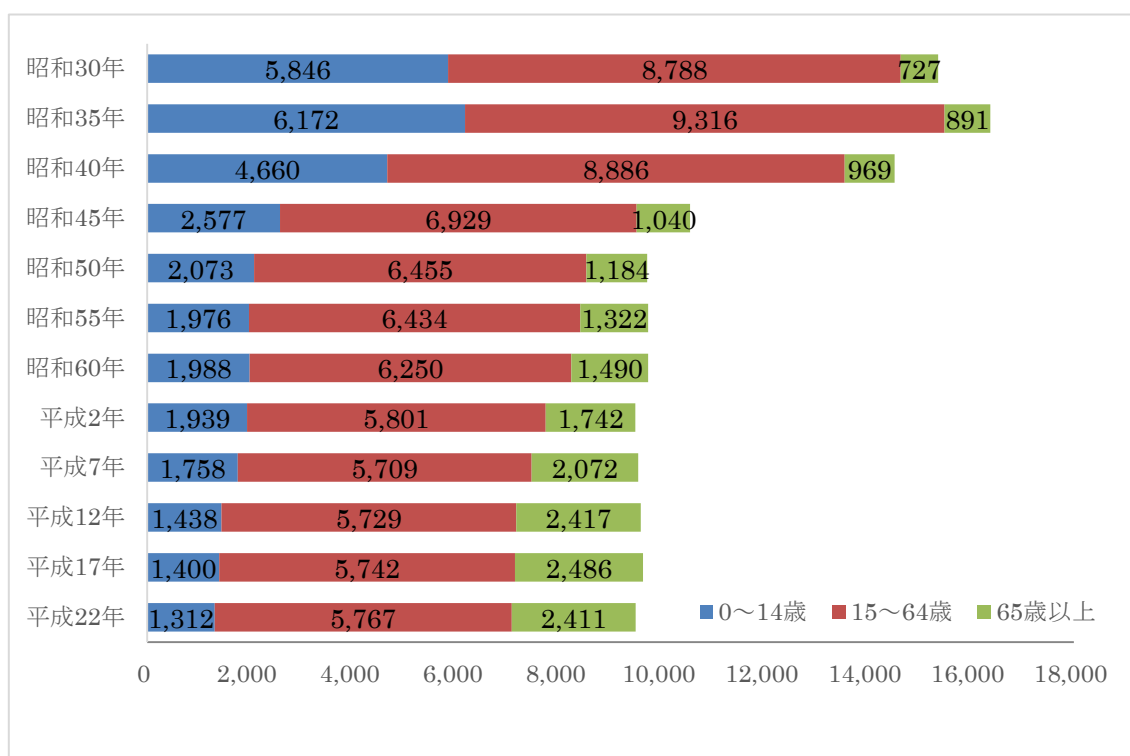
1 少子高齢化

江北町総人口は、昭和50年に1万人を切ったのち9千人台で横ばいに推移しており、平成22年10月1日現在9,515人（国勢調査）となっています。

年齢別にみると、65歳以上の老年人口が大幅な増加を続けています。0～14歳の年少人口は昭和35年からのデータを見ると毎年減少し、平成7年には老年人口が年少人口を上回りました。

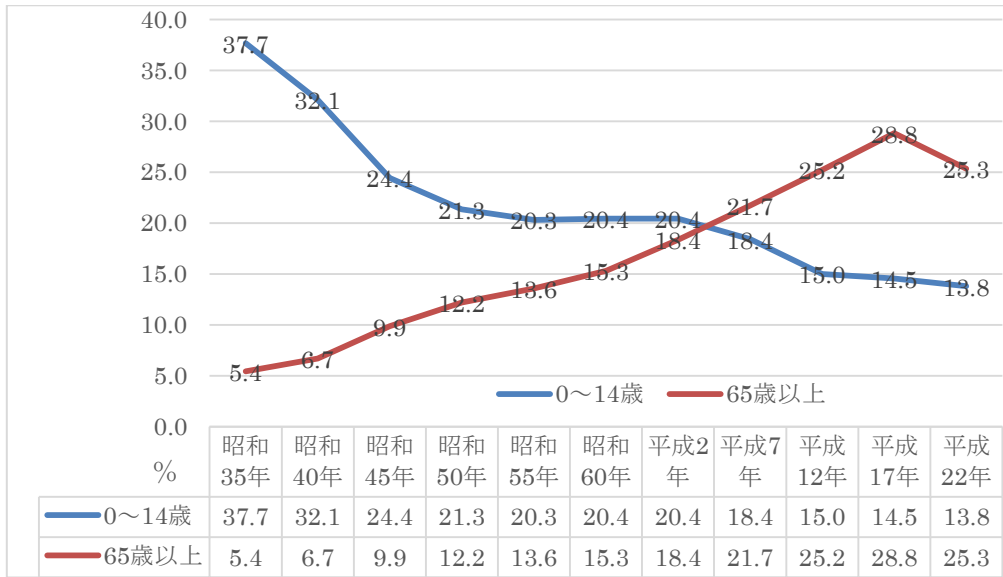
今後も少子高齢化は進展するものと予測されます。住民の4人に1人以上が高齢者である超高齢社会において、性別にかかわらず誰もがいきいき暮らせる環境づくりが大きな課題となっています。

◆江北町の人口構成（3段階）の推移



（資料：国勢調査）

◆年少・老年人口（比率）の推移



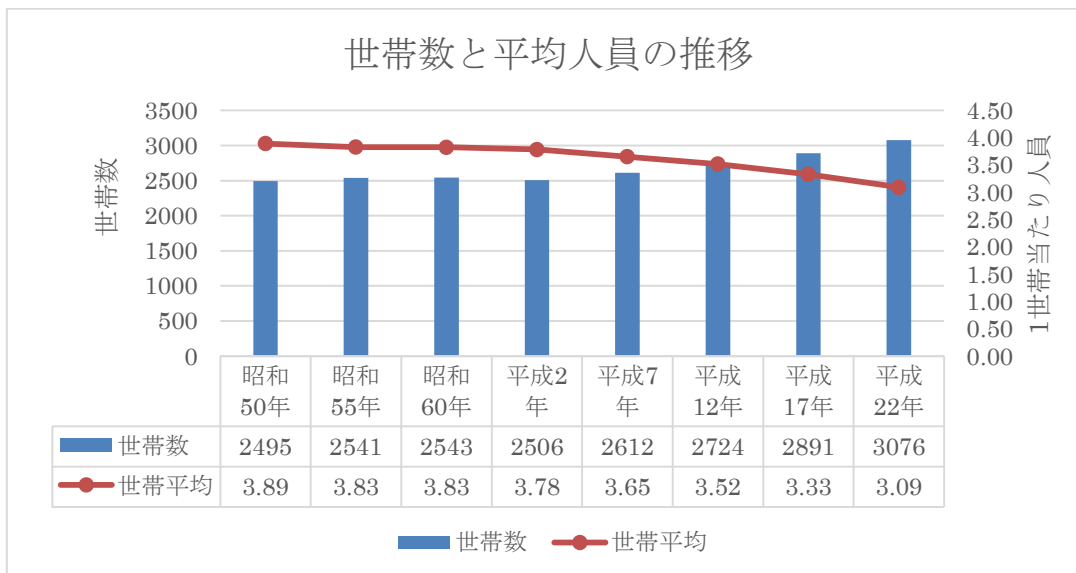
(資料：国勢調査)

2 世帯の増加

江北町では、世帯数は増加傾向にあります。一戸あたりについては年々減少傾向にあり、昭和50年には3.89人でしたが、平成22年には3.09人となっております。

今後、少子高齢化が進むにつれて、高齢者のみの単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されます。

◆世帯数と平均世帯人員の推移

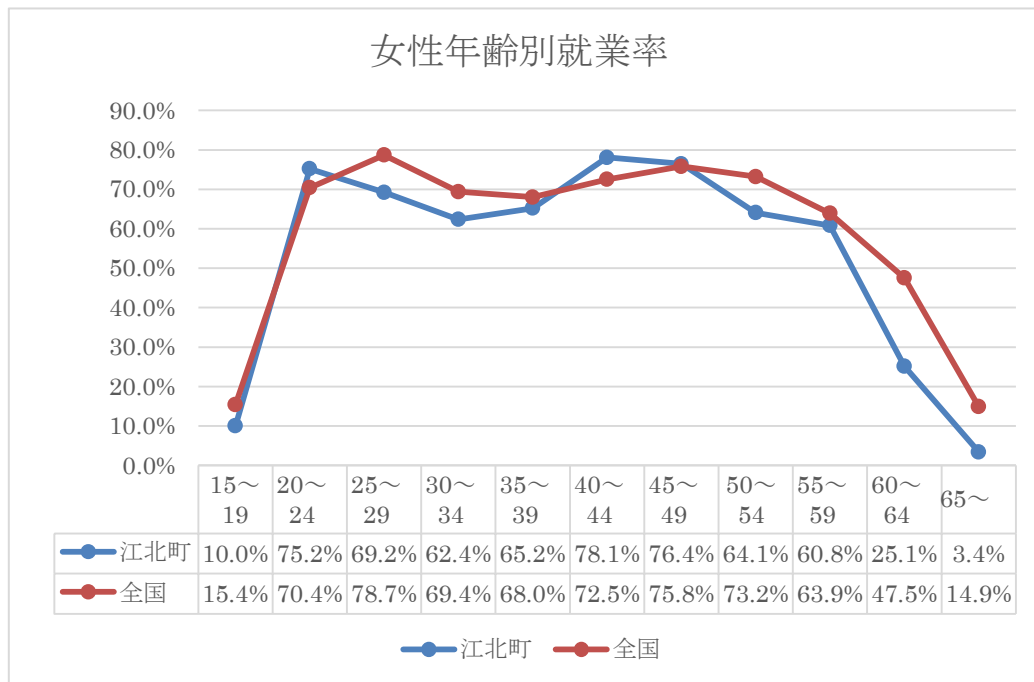


(資料：国勢調査)

3 女性の就業

平成22年の国勢調査では、15～69歳の女性が3186人で、そのうち就業者は2013人、女性の就業率は63.2%でした。女性の就業率は年齢別で異なっており、各年代で見ると20～24歳、40～45歳の就業率は高いものの、他の年齢層では全国結果より就業率は低く、M字カーブの傾向が全国の結果に比べ厳しくなっています。このようなことから、子育て世代と介護世代の就業率が低いことがうかがえ、両立支援に取り組んでいくことが課題です。

◆女性の年齢別就業率（平成22年）



（資料：国勢調査）

4 地域における女性参画の状況

(1) 町議会における女性議員の状況

江北町議会における女性議員数は、平成15年3月から平成27年4月まで0人でしたが、平成27年4月執行の町議会議員選挙後、総議員数10人中1人となりました。

◆町議会における女性議員の状況

年度	町議会議員数	うち 女性議員数	女性比率
H11	16	1	6.25%
H15	14	0	0.00%
H19	10	0	0.00%
H23	10	0	0.00%
H27	10	1	10.00%

(各年5月1日現在)

(2) 政策方針決定過程への参画

江北町では、第1次計画に基づき町の政策や方針に女性の立場・意見を反映させていくため、政策形成および意思決定の場のひとつである各種審議会・委員会等への女性委員の登用を進めています。第1次計画では、平成27年度までに登用率を30%以上とすることを目標に掲げており、平成27年3月31日現在では、197名の総委員数に対し、女性委員が33名となっており登用率は16.8%となっています。

◆地方自治法第202条の3と第180条の5に基づく審議会・委員会等

年度	第202条の3			第180条の5		
	総委員数	うち 女性委員	女性比率	総委員数	うち 女性委員	女性比率
H22	211	35	16.6	27	3	11.1
H23	221	39	17.6	27	5	18.5
H24	172	25	14.5	27	5	18.5
H25	176	31	17.6	27	4	14.8
H26	170	29	17.1	27	4	14.8

(各年3月31日現在)

第4 男女共同参画行動策定後の状況の変化

第1次計画策定後の5年間に、次のような社会状況の変化がありました。

国の動き

- 平成25（2013）年6月、「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置づけられました。
- 平成25（2013）年12月、「DV防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。
- 平成27（2015）年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました。
- 平成27（2015）年12月、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

佐賀県の動き

- 平成26（2014）年1月、女性が能力や感性を発揮し、生き生きと働き続けられる社会づくりを行うことを目的として、「女性の活躍推進佐賀県会議」が設置されました。
- 平成26（2014）年3月、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改定されました。性暴力被害者のための相談体制の整備、義務教育における暴力予防教育の推進等が新たに加えられました。
- 平成28（2016）年3月、「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。（「佐賀県女性活躍推進計画」含む。）

第5 計画の基本的な考え方

1 基本理念と将来像

男女共同参画行動計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わらず、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意志によってあらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として策定するものです。

第2次計画では、第1次計画の基本理念と将来像を継承し、家庭、職場、学校、地域のあらゆる場面において男女共同参画の視点を浸透させ、これにより、江北町における主要課題の解決を図り、住民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方を実現できるまちづくりをめざします。

将来像「女男^{みんな}いきいき笑顔で和輝^{わきあいあい}愛相」

2 基本目標

男女の多様な考え方を社会の方針決定に活かしていくとともに、多様な生き方に対応した働き方を認めることで、少子高齢化の中でも社会活力を維持向上し、男女対等なパートナーシップの確立を目指す趣旨から、「女男いきいき笑顔で和輝愛相」を江北町のめざす将来像（基本理念）とし、5つの基本目標を設定します。

3 男女共同参画行動計画の性格及び位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第9条及び第14条第3項及び国・県の男女共同参画基本計画を踏まえ策定するものです。
- (2) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項及び県のDV被害者支援基本計画を踏まえ策定するものです。
- (3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第5条及び第6条第2項に基づき策定するものです。
- (4) この計画は、江北町総合計画との整合性を図り、江北町における男女共同参画社会の実現に向けた町の施策の方向と内容を示し、男女共同参画社会の形成を推進するための町民の指針となる計画とします。

4 計画期間

この計画は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5か年計画とします。なお、計画の期間内においては、国の施策の方向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

第2部 計画の体系と施策の内容

第1 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	具体的な施策
女男いきいき 笑顔で和輝愛相	I 男女共同参画社会を実現するために意識改革を推進しましょう	1 男女共同参画に向けての意識啓発	①男女共同参画に関する情報提供及び発信 ②行政が率先して行う男女共同参画の推進
		2 生涯を通じた男女共同に関する教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ②家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	II お互いの性を理解し尊重しましょう（DV被害者支援計画）	1 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	①男女間における暴力防止のための取組の推進 ②ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する相談体制の充実 ③ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の保護及び自立支援の推進
		2 性と生殖に関する知識の普及と健康支援	①青少年に対するいのち・性に関する教育の充実 ②母性保護と母子保健の充実
	III 社会的分野で女性の参画をすすめてみましょう	1 地域社会における男女共同参画の推進	①男女ともに参画しやすい地域活動の推進
		2 政策・方針決定の場等への女性の参画拡大及び活動支援	①政策・方針決定過程への女性の参画推進 ②女性の可能性拡大支援
	IV 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めましょう（女性活躍推進計画）	1 子育て・介護支援の充実	①子育てサービス・支援の充実 ②介護サービス・支援の充実
		2 家庭生活における男女共同参加・参画の推進	①家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進 ②家庭生活への男性の積極的な参画支援
		3 就業における環境整備の推進	①雇用の分野における男女均等な機会と待遇の確保のための対策支援 ②女性の雇用機会と従業分野の拡大 ③育児休業制度の普及と実施の徹底 ④職場環境の整備に関する意識啓発の推進 ⑤再就職・起業に関する支援
		4 農・商・工・自営業における男女のパートナーシップの確立	①男女共同参画の視点に立った労働条件の改善 ②意識改革と方針決定の場への女性の参画拡大 ③積極的な後継者育成支援
V 生涯を通じて社会参画していくことのできる環境をつくりましょう	1 生涯を通じた男女の生活環境の整備	①活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備 ②ひとり親家庭・障がいのある人の生活環境の整備 ③生涯を通じた男女の健康保持・増進 ④地域安全拠点づくりの推進	

第2 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を実現するために意識改革を推進しましょう

【現状と課題】

日本国憲法において、すべての国民は個人として尊重され、法の下において平等であって差別されないとされ、男女平等の理念を実現するために、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などさまざまな法律や制度の整備が進められてきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や思い込みは、まだまだ社会に根強く残っており、男女の様々な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっています。

男性も女性も一人ひとりの個性が尊重される社会を実現するためには、男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、家庭・学校・地域における男女共同参画を進める必要があります。

【施策の方向と内容】

1 男女共同参画に向けての意識啓発

- ①男女共同参画に関する情報提供及び発信
- ②行政が率先して行う男女共同参画の推進

2 生涯を通じた男女共同に関する教育・学習の充実

- ①学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ②家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
I-1-①-1	男女共同参画に関する広報・啓発の実施	・ 広報誌やホームページなどを活用し継続的、効果的な広報・啓発を実施する。	総務企画課
I-1-①-2	男女共同参画啓発事業の実施	・ 講演会等の啓発事業を実施し、町民への意識啓発を図る。	総務企画課 教育課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
I-1-②-1	能力を公平に評価した職員採用や管理職等への登用推進	・ 女性職員の職域の拡大と管理職及び監督職への登用。【女性管理職・監督職 11人→15人】 ・ 重要会議への参加による若年職員の育成を図る。 ・ 能力開発研修の充実と研修機会を提供する。	総務企画課 全課 総務企画課
I-1-②-2	町職員が共通認識を持ち、連携した男女共同参画の推進	・ 「江北町男女共同参画庁内推進委員会」を継続的に開催する。 ・ 男女共同参画研修会等への職員の積極的な参加を促進する。 ・ 男女共同参画の視点に立った企画立案や職員の家事育児に対する男女間での認識を共有できる研修を実施する。	総務企画課 総務企画課 関係課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
I-1-②-3	男女共同参画を推進する環境整備と活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町民による「江北町男女共同参画懇話会」を計画的に開催する。 ・男女共同参画に関する活動グループを育成支援する。 ・地域活動団体への情報提供、活動の場を提供する。 	総務企画課 総務企画課 関係課
I-1-②-4	町議会議員に向けての各種研修会への積極的な参加要請	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員に対し、男女共同参画に関して定期的に研修を実施し、研修会への参加要請を行う。 	議会事務局
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
I-2-①-1	気づかない慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのジェンダーに基づいた偏見、固定的な役割等を植えつけないように日常の教育活動の点検・見直しを進める。 	教育課 こども応援課
I-2-①-2	学校教育全体を通じた指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互の理解、協力についての指導の充実を図る。 	教育課 こども応援課
I-2-①-3	男女の人権に関わる教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが男女の人権に関わる確かな意識を身につけるよう指導の充実を図る。 	教育課 こども応援課
I-2-①-4	多様な個性を活かす教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な選択を保障する学科の充実など子どもたち一人ひとりの個性を重視し、能力の伸長を図る教育を進める。 	教育課 こども応援課
I-2-①-5	主体的な進路・就職選択の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の役割について固定的な考え方にとらわれず、幅広い選択ができるよう子どもたちを指導するとともに、適切な情報を提供するなど、個に応じたガイダンスの充実に努める。また、体験入学や職場体験学習などを実施し、主体的な選択能力の育成を図る。 	教育課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
I-2-②-1	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・親や親となる男女を対象として、こどもセンター及び幼児教育センターにおいて、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報の提供を行うとともに、家庭教育相談も進める。 	こども応援課
I-2-②-2	地域における男女平等に関する教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・差別や偏見のない社会をつくるため人権に関する講演会等を実施する。 ・男女共同参画の視点をもった地域活動のリーダー育成の場となる学習の機会を提供する。 	教育課

基本目標Ⅱ お互いの性を理解し尊重しましょう（DV被害者支援計画）

【現状と課題】

男女が共に人権を尊重しつつ健康に生活するために、男女の心身及びその健康等について正確な知識を持ち、健康に生活するための自己管理ができるよう情報提供等の支援が重要であり、男女の身体的な特質についての理解を深め、健康課題等に適切な対応を図っていくことが必要です。

また、男女間の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力は、被害者に恐怖と不安を与えるほか、行動を束縛し更には生きる力さえ失わせることがあります。これまでも相談があり支援措置を行っていますが、とりわけ女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

【施策の方向と内容】

- 1 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
 - ①男女間における暴力防止のための取組の推進
 - ②ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する相談体制の充実
 - ③ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の保護及び自立支援の推進
- 2 性と生殖に関する知識の普及と健康支援
 - ①青少年に対するいのち・性に関する教育の充実
 - ②母性保護と母子保健の充実

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅱ-1-①-1	男女間における暴力根絶のための意識啓発	・家庭や職場、地域などにおける男女間のあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのための広報、意識啓発を行う。	総務企画課 福祉課
Ⅱ-1-①-2	犯罪防止対策の推進	・犯罪の起こりにくい地域づくりを進めるため、防犯体制の整備を推進する。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅱ-1-②-1	相談体制及び機能の充実	・女性が相談しやすいように相談体制を充実するとともに、町民に対して相談窓口の周知を図る。 ・複雑多様化する女性の相談に対応するため、担当職員による相談体制の充実を図る。	福祉課 総務企画課
Ⅱ-1-②-2	被害者に対する相談・支援体制の整備	・庁内関係課の連携を強化する。 ・相談機関の連携を強化する。	福祉課 総務企画課 町民課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅱ-1-③-1	被害者の保護及び自立支援	・DV被害者のシェルター等への一時保護を支援するとともに、生活安定に向けた自立支援を強化する。	福祉課
Ⅱ-1-③-2	関係課・機関との連携強化	・関係課が共通認識を持ち、迅速な対応に向けて連携強化を図る。また、警察や婦人相談所など関係機関協力のもと、被害者への適切な対応に努める。	福祉課 総務企画課 町民課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅱ-2-①-1	思春期保健対策の実施	・命の大切さを認識し自ら判断して行動できるよう、性に関する正しい知識をについて教育を行う。	教育課 福祉課
Ⅱ-2-①-2	思春期の子をもつ親に対する教育の実施	・保護者に対し、子どもの理解を深め、家庭において適切な性教育が行えるよう支援する。	教育課 福祉課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅱ-2-②-1	妊娠・出産等に関する相談・指導の実施	・妊娠や出産期における心身の健康を保持し、安心して子どもを産み育てることができるよう相談、指導を促進する。	福祉課
Ⅱ-2-②-2	母性保護の啓発・指導の推進	・職場における母性保護・母性健康管理の浸透及び徹底に向けての普及啓発を行う。	福祉課 総務企画課

基本目標Ⅲ 社会的分野で女性の参画をすすめましょう

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等なパートナーとして、政治や行政、企業、自治会や団体等様々な分野の方針決定過程に参画していくことが重要です。

江北町地の審議会等における女性委員の割合は、平成27年4月1日現在16.8%で、目標としている30%に至っていない状況であり、審議会等に女性委員がないものもあります。また、庁内女性管理職・監督職の割合は平成27年4月1日現在で11名、全職員の11.5%であります。

女性の意思を社会の様々な分野で反映させるためには、行政をはじめ、企業や地域等で女性のさらなる登用を進めることが必要です。

【施策の方向と内容】

- 1 地域社会における男女共同参画の推進
 - ①男女ともに参画しやすい地域活動の推進
- 2 政策・方針決定の場等への女性の参画拡大及び活動支援
 - ①政策・方針決定過程への女性の参画推進
 - ②女性の可能性拡大支援

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅲ-1-①-1	地域社会活動の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が自ら希望する活動に参加できるよう、各種団体や活動等の情報提供を行う。 ・ボランティアをしたい人と受けたい人に登録してもらい、それをコーディネートすることで必要な支援を受けられるようファミリーサポートセンターを開設する。 	関係課 こども応援課
Ⅲ-1-①-2	地域活動・ボランティア活動などへの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の地域活動への参加機会の拡大促進を行う。 ・地域における防災活動等への女性の参画を推進する。 ・地域やボランティア団体代表への女性の就任を推進する。 ・コミュニティ活動の拠点としての公民館の活用を推進する。 	教育課 総務企画課 総務企画課 教育課
Ⅲ-1-①-3	世代間交流や地域の伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に出かけたり、地域の人たちを迎えたりして知識の伝承や世代間交流の場をつくる。また、野外活動などの体験学習を実施する。 	教育課 こども応援課 福祉課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅲ-2-①-1	各種審議会等委員への女性の登用促進	・女性の意見を町政により反映させるため、審議会等における女性委員の参画目標値を30%とし、積極的な女性委員の登用を推進する。	関係課
Ⅲ-2-①-2	各種団体等における女性の参画の促進	・自治組織や各種団体等における方針決定過程への参画を促進するため、広報紙等による啓発を行う。	関係課
Ⅲ-2-①-3	町女性職員の方針決定過程への参画促進	・性別にとらわれない能力に応じた登用に努めるとともに、能力開発のための参画機会拡大を推進する。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
Ⅲ-2-②-1	女性リーダーの育成	・町政参画に関心を持つ女性、また地域等の活動における女性リーダー育成のため、他機関が実施する女性リーダーを育成する研修参加への支援を行う。	産業課 総務企画課
Ⅲ-2-②-2	女性団体の育成・支援	・女性の社会参画を進めていくため、女性団体等の活動支援と団体の育成を図る。	総務企画課
Ⅲ-2-②-3	女性の人材情報整備・活用	・各種審議会等への女性委員の積極的な登用を図るため、女性の人材に関する情報を収集・整備し、提供を行う。(人材バンクの創設)	総務企画課
Ⅲ-2-②-4	女性の参画意識の高揚と学習機会の充実	・地域のさまざまなまちづくり活動などにおいて、女性が企画や運営に積極的に参画できるよう意識啓発を図り、参画意識の高揚と意見を反映させる機会の拡大を図る。 ・エンパワーメントのための研修・講座を充実する。	総務企画課

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めましょう（女性活躍推進計画）

【現状と課題】

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家庭・職場・地域の活動に参画できる環境づくりが重要であり、男女共同参画社会基本法でも「家庭生活における活動と他の活動の両立」が基本理念の一つとして掲げられています。

少子高齢化が進展する中で、仕事と育児・家事・介護を両立できるようにすること、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは、経済の持続的な発展のためにも重要です。

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性も家族としての責任を担い、また社会がこれを支援していくことが重要であり、男性については従来の職場中心のライフスタイルから、家庭・職場・地域のライフスタイルへの転換を支援していくことが求められています。

このため、雇用等の分野における男女共同参画を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、男女の職業生活と家庭生活の両立支援を進めていることが必要です。

また、女性の職業生活における活躍を推進するための啓発活動に努めることが必要です。

【施策の方向と内容】

- 1 子育て・介護支援の充実
 - ①子育てサービス・支援の充実
 - ②介護サービス・支援の充実
- 2 家庭生活における男女共同参加・参画の推進
 - ①家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進
 - ②家庭生活への男性の積極的な参画支援
- 3 就業における環境整備の推進
 - ①雇用の分野における男女均等な機会と待遇の確保のための対策支援
 - ②女性の雇用機会と従業分野の拡大
 - ③育児休業制度の普及と実施の徹底
 - ④職場環境の整備に関する意識啓発の推進
 - ⑤再就職・起業に関する支援
- 4 農・商・工・自営業における男女のパートナーシップの確立
 - ①男女共同参画の視点に立った労働条件の改善
 - ②意識改革と方針決定の場への女性の参画拡大
 - ③積極的な後継者育成支援

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-1-①-1	放課後児童対策の充実	・仕事と子育ての両立支援を図るため、放課後児童クラブなどの整備、充実を図る。	こども応援課
IV-1-①-2	子育て支援の充実	・子育て支援に関する相談業務など子育ての全般的支援や地域の育児サークル支援などの活動を積極的に支援していくための拠点施設として整備した、こどもセンター「うるる」の充実を図る。	こども応援課
IV-1-①-3	地域における子育て支援の推進	・地域における子育てを支援するため、子育て中の親子の交流の場の提供及び充実を図る。	こども応援課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-1-②-1	介護保険制度の運営及び在宅介護の支援	・社会で介護を支えるしくみである介護保険制度を着実に運営するとともに、在宅介護における各種支援を行う。	福祉課
IV-1-②-2	介護予防事業の充実	・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう、機能訓練、栄養改善等の介護予防事業を充実する。	福祉課
IV-1-②-3	地域生活支援事業の充実	・地域における障がい者の介護を支援するため、相談支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業などの各種事業を実施する。	福祉課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-2-①-1	男女のパートナーシップの理解の促進	・家庭におけるパートナーシップの必要性を周知し、理解を促進する。	総務企画課
IV-2-①-2	「家庭の日」の促進	・働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参加を促進するため、「家庭の日（第3日曜日）」の継続的な広報を行う。	教育課
IV-2-①-3	ワーク・ライフ・バランスの推奨	・ワーク・ライフ・バランスの推進のための広報・啓発を行う。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-2-②-1	父親の子育てへの参加の促進	・親子で参加できる事業や子育てにかかわる事業等への父親の参加を促進する。	こども応援課 福祉課
IV-2-②-2	家庭生活における自立の促進	・社会教育やネイブル等と連携し、家庭生活における男性の自立を図るための講座を開催する。	教育課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-3-①-1	男女の均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発	・労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休暇、パートタイム労働法等について周知を行い、労働者への理解を深めるとともに、事業主への意識啓発を図る。	総務企画課
IV-3-①-2	セクシュアル・ハラスメント防止意識の普及	・事業所などに向けて、セクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進に努める。	総務企画課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-3-②-1	女性の就労に関する情報の収集・提供	・関係機関・団体との連携による女性の就労に関する情報の収集・提供を行う。	産業課 総務企画課
IV-3-②-2	職業能力開発への支援	・職業意識の向上と職業能力開発のため、国や県、商工会、企業等と連携しながら研修や訓練の機会の拡充に努める。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-3-③-1	育児休業制度の普及・啓発	・事業所や労働者に対して、育児休業制度の普及啓発に努める。また、事業所に対して、制度が活用しやすい職場環境づくりに向けた取組を行うよう働きかける。特に、男性の休業取得の奨励に努めるとともに、とりわけ、役場の男性職員が率先して取得するよう努める。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-3-④-1	役場における職場環境の整備	・役場が職場環境のモデルとなり、男女の均等な機会や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組む。	全課
IV-3-④-2	男女共同参画を推進する事業所などの表彰制度の創設	・男女共同参画を推進する事業所等の表彰制度を創設する。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-3-⑤-1	多様な働き方を可能にする条件整備	・事業主や人事担当者、労働者に対して労働関係法令について周知・啓発を図る。また、パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務、再就職などについて情報提供を行う。	総務企画課
IV-3-⑤-2	女性起業家等への支援	・女性の起業に対し、経営管理や法制度等の情報提供、学習機会の提供、事業資金の融資等による支援を行う。	総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-4-①-1	家族経営協定締結の推進	・農業経営を行う世帯員間での経営方針や就業条件、生産・生活面での役割分担、収益配分などを明確に文章化し、家族経営協定締結を推進する。	農業委員会
IV-4-①-2	家族従事者の就業条件の改善	・国や県の実態も踏まえながら、家族従事者として働く女性の経営参画や就業条件の整備などについて啓発を行う。	農業委員会 産業課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-4-②-1	農業委員等への女性の参画促進	・地域農業に関する方針決定に際し、女性の意見を反映させるため、農業委員や関係審議会委員等への女性の参画を促進する。	農業委員会 産業課
IV-4-②-2	関係団体における女性登用促進への支援	・農業関係者や商工会等の事業者団体に対して役員への女性の積極的登用について働きかけを行う。	産業課 農業委員会 総務企画課
IV-4-②-3	女性リーダーの育成	・女性リーダーを育成するための研修の実施及び女性リーダーの認定	産業課 農業委員会 総務企画課
IV-4-②-4	女性関係団体の育成と指導	・女性の経営参画、経営基盤の確立、労働環境の整備などを促進するため、農業関係団体や商工会等の女性部の育成と活動の充実を図る。	産業課 農業委員会 総務企画課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
IV-4-③-1	江北町農業後継者育成支援	・農業後継者に配偶者をあつせんし、農業の自立経営を支援することにより経営の安定と後継者の確保を図る。	農業委員会 産業課
IV-4-③-2	農業後継者及び認定農業者育成支援事業貸付制度の促進	・農業後継者の育成支援を図るための農業者育成支援事業貸付制度を推進する。	農業委員会 産業課
IV-4-③-3	研修事業による人材育成	・商工会が行う若手後継者等育成事業への助成を行う。	総務企画課

基本目標V 生涯を通じて社会参画していくことのできる環境をつくりましょう

【現状と課題】

男女がともに自立し、いきいきとした生活や充実した社会活動に参画していくためには、女性も男性も一人ひとりがそれぞれの人権を十分に尊重し合い、思いやりを持って生きていくことが重要です。

特に女性は、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するとともに、一般的に男性よりも長く高齢期を過ごすことから、健康の維持・保健・福祉・医療面を充実することも重要であり、援助等を必要とする女性への相談・支援体制の充実も必要となります。

またリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策も必要となります。

さらに、これまでの健康な成人男性を前提としがちであった社会基盤の整備に関する施策の立案・実施に当たっても、女性や高齢者、障がい者のニーズを十分に反映することも重要です。

【施策の方向と内容】

1 生涯を通じた男女の生活環境の整備

- ①活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備
- ②ひとり親家庭・障がいのある人の生活環境の整備
- ③生涯を通じた男女の健康保持・増進
- ④地域安全拠点づくりの推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
V-1-①-1	高齢者の社会参加活動の推進	・高齢者の豊かな知識や経験、技能等を活用して、地域活動に積極的に参加し、地域社会を支える役割を担うことができるよう、社会参加を支援する。	教育課 こども応援課 福祉課
V-1-①-2	高齢者の生きがい対策	・高齢者が地域社会と関わりながら、生きがいを持って暮らせるよう、趣味の活動や社会活動への参加を促進する。	教育課 こども応援課 福祉課
V-1-①-3	高齢者の健康管理対策の推進	・寝たきり予防等健康管理対策を推進する。	福祉課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課
V-1-②-1	ひとり親家庭に対する支援	・母子家庭に対しては、生活の安定と経済的自立に向けた支援を推進する。 ・父子家庭に対しては、日常生活基盤の安定と児童養育支援を行う。	福祉課
V-1-②-2	障がい者への支援	・障がい者が社会的に孤立することなく、家庭や地域の中で安心して生活できるよう、相談体制や在宅福祉サービスの充実、社会参加を促進する。	福祉課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
V-1-③-1	健康診査及び事後指導の充実	・疾病の予防、早期発見、早期治療を図るため、各年齢層や男女特有の疾病に対応した健康診査及び事後指導の強化を図る。	福祉課
V-1-③-2	健康教育の充実	・疾病予防のための健康教育及び指導の必要な人に対する教育を行う ・保育所、幼稚園、学校における健康管理、健康教育の充実を図る。	福祉課 教育課 こども応援課
V-1-③-3	健康相談の充実	・健康に関する悩みや不安の解消を図るため、保健師等による健康相談を実施する。	福祉課
V-1-③-4	スポーツ活動の推進	・健康保持増進のため、生涯にわたって身近な地域でスポーツに親しめるよう、参加機会の拡充を図る。	教育課 こども応援課
番号	具体的施策	施策の内容	担当課
V-1-④-1	コミュニティ安心拠点づくりの推進	・近隣住民相互が日常的に助け合い、支え合うことにより、高齢者等が地域において、いつまでも健康で自立した生活を継続できるよう支援する拠点づくりを推進する。	関係課
V-1-④-2	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	・「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、すべての人が使いやすい公共施設の整備の推進。	建設課

第3 計画の指標

項 目	現 状 値	成 果 目 標 平成32(2020)年
審議会等の女性委員の参画率	16.8%	30%
町広報誌における掲載	3回	6回/年
職員研修の開催		
共同参画に関する研修	1回	1回/年
DV被害者支援に関する研修	1回	1回/年
講演会等の開催		
共同参画に関する講演会等	0回	1回/年
人権啓発に関する講演会等	1回	5回/年
女性管理職・監督職数	11人	15人
男性職員の育児休業取得率	0人	*1
乳がん検診の受診率	30.6%	50%
子宮がん検診の受診率	29.5%	50%
妊婦健康診査受診率	100%	100%
認知症サポーターの養成	885人	900人

*1：現状値と比べより向上を目指す。

第3部 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向け計画を推進するにあたっては、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できるよう、行政・町民・各種団体・企業や事業所などにおいて教育、労働、保健福祉など広範・多岐にわたり共通認識のもと一丸となって取り組んでいくことが重要です。

このためにこの計画を積極的に推進するため、庁内関係課等が一丸となって取り組みます。また、地元の企業やCSOなどの民間団体との情報交換の場を設けるとともに、町民の理解と協力のもとに、社会情勢の変化等を踏まえながら、広範多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に推進します。

第1 江北町における推進体制の充実

男女共同参画の促進は、広範多岐にわたるため、関係課等との連携を保ち、施策の実効性の確保に留意しながら、効果的に推進します。

1 推進体制の強化・充実

庁内の効率的な推進を図るため「江北町男女共同参画庁内推進委員会」を開催し、関係各課等との有機的な連携により、各種施策の企画立案に生かします。

2 町民の意見を反映した施策の展開

広く町民からの意見を聞くため「江北町男女共同参画懇話会」の開催や、インターネット等による意見交換を行い、政策の形成や施策の実施等に反映します。

第2 企業、CSOなどとのパートナーシップの確立

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけではなく町民すべてが主体的に取り組む必要があり、様々な課題を解決するため、行政や企業、CSOなどの民間団体とのパートナーシップによる積極的な取組を図ります。

1 民間団体の育成支援とネットワーク化の整備

男女共同参画を推進するCSOなどの民間団体の育成とその主体的な活動に対して支援を行うとともに、そのネットワーク化を図ります。

2 「佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）」を活用した男女共同参画推進活動の展開

県が設置した「佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）」を有効に活用し、協働による活動を展開します。

第3 施策の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、江北町における男女共同参画の現状や問題点について把握し、この計画の定期的な進行管理を行います。

1 計画の継続的評価と見直し

適切な指標を設定し、推進状況を検証します。さらに、検証結果を施策に反映していきます。

2 数値目標の設定による取組の強化

第1次計画で設定した、「審議会等委員の女性割合を平成27年度までに30%にする」という数値目標を踏襲し、その早期達成を目指すとともに、第2部第3で掲げた数値目標を達成するよう、計画の推進を図ります。

なお、これらの数値目標は計画期間中必要に応じ見直していきます。

3 役場内部の取組強化

役場内部での取組が町民や事業者の取組の参考事例となるよう、積極的な姿勢が求められていることから、政策決定過程における女性の参画促進や、家庭生活等との両立しやすい職場づくり等について、より一層の推進を目指し、施策を展開します。さらに、このような取組を全庁的なものとし、着実な推進を確保します。

なお、計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行い、緊急な課題や新たな課題への取組が必要となった場合は、柔軟的に計画の見直しを行うとともに、変更後の計画内容を公表します。

第2次江北町男女共同参画行動計画
2016～2020

平成28年3月

発行 江北町 総務企画課

〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1
Tel0952-86-2111 Fax0952-86-2130